

小山市開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

小山市開発行為の許可基準に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第11号の規定に基づき、開発行為の許可基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。</p> <p>(1) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定めるものを除いた土地の区域</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第3項及び第34条第11号の規定に基づき、開発行為の許可基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(公園等の設置に係る制限の緩和)</u></p> <p>第3条 <u>法第33条第3項の規定により条例で定める令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。</u></p> <p>(指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域(<u>以下「指定区域」という。</u>)は、次の各号のいずれにも該当すると認められる<u>土地の区域</u>であつて、<u>市長が指定するもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>令第29条の9各号</u>に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除いた土地の区域</p>

(2)・(3) 略

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により環境の保全上支障があると認められる建築物の用途は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 略

(2) 建築基準法別表第2(イ)の項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住及び業務の用に供する兼用住宅

(3) 建築基準法別表第2(ロ)の項第2

(2)・(3) 略

2 指定区域の境界は、字界、道路、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとする。

3 市長は、指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、小山市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前3項の規定は、指定区域の指定の解除及び変更について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の規定により環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 略

(2) 建築基準法別表第2(イ)の項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供するため宅地を分譲することを目的とするもの

(3) 建築基準法別表第2(イ)の項第3

<p><u>号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの</u></p> <p><u>(4) 昭和45年10月1日以前から継続して登記簿の地目が宅地である土地その他市長が支障がないと認めるものであって、かつ、前条第2号に規定する土地の区域内に存するものにおいて、市長が良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認めた場合における自己の居住の用に供する以外の戸建の住宅</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>	<p><u>号に規定する建築物(市長が別に定める指定区域に限る。)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に小山市開発行為の許可基準に関する条例の規定による開発行為に係る許可を申請している者に対する許可の基準については、なお従前の例による。